本号で公布された法令のあらまし

◇航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令（政令第二六六号）（総務省）

1　航空機燃料譲与税の譲与に係る公共の飛行場について、広島西飛行場の指定を解除することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第二六七号）（経済産業省）

一　外国為替令の一部改正関係

通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある技術の提供取引として経済産業大臣から通知を受けたときに許可を要するものの範囲を拡大することとした。（別表関係）

二　輸出貿易管理令の一部改正関係

1　通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある貨物の輸出取引として経済産業大臣から通知を受けたときに許可を要するものの範囲を拡大することとした。（第四条及び別表第一関係）

2　経済産業大臣の輸出取引の許可を要する貨物として、軍用人工衛星等を追加する等所要の改正を行うこととした。（別表第一関係）

三　施行期日

この政令は、平成二五年一〇月一五日から施行することとした。

◇平成二十五年八月二十三日から同月二十五日までの間の豪雨による島根県江津市及び邑智郡邑南町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二六八号）（内閣府本府）

1　平成二五年八月二三日から同月二五日までの間の豪雨による島根県江津市及び邑智郡邑南町の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法施行令（政令第二六九号）（公正取引委員会）

1　中小事業者の範囲

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二五年法律第四一号。以下「法」という。）で定義する中小事業者の範囲について規定することとした。（第一条関係）

2　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為をすることができる組合

㈠　法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）であって当該法律の規定にかかわらず当該組合の事業として消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為をすることができる組合を定めることとした。（第二条第一項関係）

㈡　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二八年法律第七号）、輸出水産業の振興に関する法律（昭和二九年法律第一五四号）等を適用する際の所要の読替えを行うこととした。（第二条第二項関係）

3　都道府県が処理する事務

法の規定による国土交通大臣の権限に属する事務の一部について都道府県知事が行うこととすることとした。（第三条関係）

4　権限の委任

主務大臣の権限の地方支分部局の長への委任について定めることとした。（第四条関係）

5　その他

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二七年政令第三七三号）について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

6　施行期日

この政令は、法の施行の日（平成二五年一〇月一日）から施行することとした。

◇大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二七一号）（法務省）

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二五年法律第六一号）の施行期日を平成二五年九月二五日とすることとした。

◇大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の施行期日を定める政令（政令第二七〇号）（法務省）

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二五年法律第六一号）の施行期日を平成二五年九月二五日とすることとした。

◇株式会社海外需要開拓支援機構法の施行期日を定める政令（政令第二七二号）（経済産業省）

株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二五年法律第五一号）の施行期日は平成二五年九月一八日とすることとした。

◇株式会社海外需要開拓支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二七三号）（経済産業省）

1　関係政令の整備

株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二五年法律第五一号。以下「法」という。）の施行に伴い、次に掲げる政令の規定において、株式会社海外需要開拓支援機構を追加することとした。（第一条～第六条関係）

㈠　国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）第九条の二

㈡　自衛隊法施行令（昭和二九年政令第一七九号）別表第一〇

㈢　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）第四三条第一項

㈣　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）第三九条第五号

㈤　職員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三八九号）第二条及び第三一条

㈥　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三九〇号）第一七条

2　施行期日

この政令は、法の施行の日（平成二五年九月一八日）から施行することとした。

◇株式会社海外需要開拓支援機構法第四条第三項の倍数を定める政令（政令第二七四号）（経済産業省）

1　株式会社海外需要開拓支援機構の借入金及び社債発行の限度額を得るために当該機構の資本金及び準備金の額の合計額に乗じる倍数は、一とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二五年法律第五一号）の施行の日（平成二五年九月一八日）から施行することとした。